# 中国の地方保護主義と司法の独立

次

B

はじめに

司法領域における地方保護主義の台頭とその実例

法院と原告が共謀した「身代金」要求事件

「裁判官が裁判官を捕えた」事件

3 2

法院と検察院の「法律サービス」事件

民事事件を詐欺罪と混同した事件 法院による管轄権の奪取事件

「能人」の特恵待遇と長坑郷の集団犯罪事件

関係機関の非協力による強制執行が不可能になった事件

Ξ 7 6 5

「三権分立」制と「議行合一」制

葉

陵

陵

は

じ

め に

度で進展しつつあることは一般の認めるところであるが、他方で九○年代に入って以来、各地方間の経済格差によっ 改革・開放後の中国においては、とりわけ社会主義市場経済の目標が確定されて以来、市場経済化がかなり早い速

地方の指導層は、地方「振興」を図かるという名目の下で、恣意的な流通規制や不正容認等の「過保護」措置を行な てもたらされた経済領域における地方保護主義の台頭は、既に全国的統一市場の形成を非常に阻害している。 一部の

地元の経済利益を一方的に保護しようとする。例えば、自地域の資源や資金の流出を禁止したり、自地域の偽物

院と検察院等の司法機関でさえ、地方保護主義の積極的な協力者と化しているように思われる。そこでは、人民法院 劣悪品を見逃し、他地域からの競争力がある製品に様々な制限をかけたりする等である。そればかりか、経済領域の 地方保護主義は司法領域の地方保護主義をも引き起こしている。一部の地方では、党機関や行政機関に止まらず、法

や人民検察院は、地元の指導層による指示あるいは支持の下で、職権を濫用し、他地域にまたがる経済紛争に関する

Ŧī. 74 党の指導下の

行政統制下の「司法の独立」 「裁判の独立」

人民代表大会の監督下の「裁判権の独立」

七 六

むすび

当面の課題

利益を不当に庇護する。こうして、「公正な裁判」の原則が放棄されてしまった。 訴訟において、 次節に挙げるような様々な手段で、故意に他地域の当事者の合法的権益を侵害し、自地域の当事者の

ば 検討する。 析を加え、そして日本の関係制度についても比較法学的な考察を行ないながら、地方保護主義と司法独立との関係を ばならない。 このような経済、行政等の領域に限らず、司法領域までを「汚染」している地方保護主義の横行は、根本から言え 中国における党、行政、立法、司法の一体化を目指す「議行合一」という国家体制に深く関連していると言わね(ミッ) 拙論においては、地方保護主義に関する事例を検証した上で、それを形成する原因について理論上の分

# 司法領域における地方保護主義の台頭とその実例

自地域偏重主義は資本主義経済下でもありうることであろう。

しかし、

現地の裁判機関、

検察機関までが巻き込ま

計画経済のもとではありえなかった現象、つまり、各地方の各経済主体の間における経済紛争を解決するために、八 ならではのことであろう。すなわち、市場経済の推進に伴って、私有経済も大きく成長している。そこで、かつての 益を侵害するほどの地方保護主義は、共産党の一元的指導に基づく国家体制の下で、司法権の独立が存在しない中国 裁判の公正と独立の原則を放棄し、意図的に自地域の当事者の利益をえこひいきし、他地域の当事者側の権利利

地方の司法機関はかえって地方保護主義というよからぬ気風を助長した場合がある。「とくに問題なのは地方の法院

〇年代から各級の人民法院には、専ら経済裁判廷が設置された。しかし一方、独立していない司法行政体制の下で、

緰 であり、そこでは法律よりも地元の保護の論理が時として優先することすらある。最初から結論が決まっているよう 領域における地方保護主義の表現形式を類別し、その実例を検証しつつ考察する。 な裁判もあり、日本企業がそこに巻き込まれてしまうようなことも生じている」という指摘もある。以下では、司法な裁判もあり、日本企業がそこに巻き込まれてしまうようなことも生じている。 (3)

#### 1 法院と原告が共謀した「身代金」要求事件

地域の当事者を「人質」として勾留し、 部の地方人民法院は、自地域の党組織や行政組織の支持の下で、拉致に類する手段で、経済紛争事件における他 いわゆる貨権、実は身代金ともいうべき金額を取り立てようとした。次にそ

の実例を挙げてみよう。

を進賢県の人民法院経済裁判廷に提起した。 その商品代金を支払っていないとして、貨物列車の商品発送状等の書類を証拠に、一・七万元の支払いを求める訴訟 処あてに発送したが、契約した商品代金の支払期限がとっくに過ぎたにもかかわらず、日用雑貨販売処は依然として 済南市北園日用雑貨販売処(被告、以下は日用雑貨販売処と略称する)との間に、売買契約が締結されたが、結局、爆竹 人代表者である塗成竜氏は、当該爆竹販売公司は、売買契約のとおり一・七万元に相当する花火爆竹を日用雑貨販売 販売公司は商品を発送しなかったため、売買契約が実際には履行されなかった。ところが、後日、爆竹販売公司の法 九九〇年一二月一八日に、江西省南昌市進賢県軽化爆竹販売公司(原告、以下は爆竹販売公司と略称する)と山東省

該販売処の安応祥氏を担当者として指定すると同時に、済南市弁護士事務所の白金湖弁護士を代理人として委託した。 一九九三年二月二二日に、白弁護士は進賢県人民法院経済裁判廷から二四日に開廷する通知書を受け取ったが、山東 日用雑貨販売処の法人代表者である王慶媛氏は、進賢県人民法院経済裁判廷からの出頭通知書を受け取った後、

当

て来なければ、

れた。 三月五日の午後、白弁護士と安応祥の両氏は、進賢県人民法院に到着した時、経済裁判廷の書記員である徐文忠氏か ら、「もう遅れた。 省の済南市から江西省の進賢県まで少なくとも六○時間がかかるため、 開廷の期日を三月五日まで延期するよう要請する電報を打った。しかし、これに対して、何の返事もなかった。 午前中にすでに開廷した。」と言われ、原告側の請求を全面的に容認する内容の欠席判決書が渡さ 白弁護士はすぐ進賢県人民法院経済裁判廷に

所に連れていった。 身を座席の下に詰め込み、電警棒で首を締めつける、という拉致のような手法で王氏を逮捕し、進賢県公安局の留置 省済南市で何の拘留決定書も示さずに、出勤途中にいる王慶媛氏を強行に車に引っ張り込み、そして手錠をかけ、 九九三年六月三日の朝、 勿論、 被告側はこの一審判決を不服とし、江西省南昌市中級人民法院に上訴した。第二審の開廷を待っている間に、 進賢県人民法院経済裁判廷の延長である胡結根氏をはじめとする五人の裁判人員は

放する」という内容の電話を受け取った。又、王氏の所属している日用雑貨販売処も、胡廷長から「二六万元を持っ を履行しなかったため、我々は法により彼女を拘留した。至急二六万元を進賢県人民法院に持って来れば、 翌日の夜、王氏の突然の行方不明を疑い、公安局に通報した王氏の夫は、胡廷長から「王氏は我が法院の一審判決

このような状況のもとで、白弁護士は済南市公安局の人員と一緒に、進賢県人民法院へ交渉に行った。白弁護士は

私は王氏を三〇年の実刑に処するつもりだ」という脅迫に類する電話を受けた。

胡廷長に対し、民事訴訟法の関係規定によれば、上訴期間中においては、 | 執行することができないことを説明した。又、日用雑貨販売処と爆竹販売公司との間には、実際には何の商売も 一審判決はまだ効力を生じてい ないのであ

行なわれていないため、当然、経済紛争もあり得ないこと、原告の塗氏が証拠として提出した貨物列車の送り状、

商

論

説 品の出荷状及び担当者のサインなどの書類が、すでに鉄道および公安部門により、すべて偽造書類であると鑑定され

旋したが、進賢県人民法院は依然として、金を持ってこない限り、王氏を釈放しないという態度を固持し、しかも、 ければ、絶対に釈放しない」と答えた。その後、上級法院である南昌市中級人民法院および江西省高級人民法院も斡 なかったのか。我々が王氏を山東省から江西省まで連れてきたのは容易な事であったと思うのか。お金を持って来な たことも説明した。ところが、胡廷長は以上の説明を聞いた後、「なぜもっと早くこれが偽の事件であることを言わ

これは県の共産党委員会の決定である、と公言した。

人民法院経済裁判延および最高人民法院副院長は、すぐ電話で「無条件で王氏を釈放せよ」という意見を江西省高級 人民法院に伝えた。 一九九三年六月一五日に、山東省済南市弁護士事務所の弁護士らは、最高人民法院へ事件の経緯を報告した。

『我々は県の共産党委員会および人民代表大会常務委員会の指示にしか従わないので、中央からの指示に従うつもり しかしながら、進賢県人民法院は、上級法院によって伝えられた最高人民法院の無条件釈放という指示を聞いた後

がない」と放言した。

五日に王氏の家族に無条件で王氏を釈放する、と知らせた。 最高人民法院が、その後も数回にわたり王氏の無条件釈放を催促したため、進賢県人民法院経済裁判廷は、 七月十

ところが、白弁護士が王氏を迎えるために、江西省公安庁の人員と一緒に進賢県人民法院に着いた時、出てきた副

である塗氏の親類、友人および近所の人々)でぎっしり詰まってきた。その中にいる塗氏は、公然と「王氏を釈放する人 た。双方がこのような交渉をしているとき、県法院の敷地内には、すでに木棒や傘を持っている人(一審判決の原告 院長、経済裁判廷の胡廷長と書記員の徐氏らは、約束を破棄し、再び金を持って来なければ、釈放が難しいと強調し

全を保証できないので、 を殺すぞ」と叫んでいた。この状況を見て胡廷長らは、 いまは釈放できないと、王氏の釈放を断った。 さらにこれを口実にして、王氏を釈放すると、 彼女の身の安

釈放の交渉が難航したため、白弁護士は法院側の許可を得て、取りあえず留置所にいる王氏を見舞おうとした。

だれこんできた。白弁護士はやむをえず江西省公安庁の警備車に乗り込み、逃げるように進賢県をあとにした。 ないふりをしていた。白弁護士が、人の群れの重囲を突破して留置所に入ったところ、人の群れも留置所にどっとな 傘で指したり、手で彼の服を破ったりした。この包囲攻撃は一○数分も続いたが、その場にいる胡廷長らは見ても見 かし、県法院の敷地に出てきたところ、そこに集まっている人々はすぐに彼を囲み、 しかも、 彼を木棒で殴ったり、

により公正に決定されるだろうし、それは非行を犯した司法人員に対する懲罰も含むであろう」と反論したため、 銭も減らせない」と言った。すると、白弁護士も「金を払うべきか否かのことは、貴方の意見によることなく、 士に引き渡した。その場で、 判廷の胡廷長らは、ようやく王氏を江西省高級人民法院経済裁判廷に連れてきて、王氏の家族および代理人の白弁護 理する、という内容の意見を書面で指示した。こうした一連の圧力の下で、八月一日の午前、 県人民法院に対し、指定の期間内に王氏を無条件で釈放しないと、最高法院の裁判人員を江西省に派遣して問題を処 最高人民法院はこのような状況に鑑み、七月二五日に江西省高級人民法院および南昌市中級人民法院を通じて進賢 書記員の徐氏は白弁護士に対し、「我々は人道的な立場から王氏を釈放したが、 進賢県人民法院経済裁 金は一

氏は「私は無法無天の者だ。ただいま、貴方に決定を下そう。つまり、王氏を留置所に連れ戻すのだ」と叫びながら、

王氏を外へひっぱろうとした。その場にいる江西省高級人民法院経済裁判廷の人員が、すぐその行動を阻止したため

このように、王氏は合わせて八〇日余り進賢県人民法院によって不法に拘留された。 その間に、 王氏は様々な拷問

争いはやっと静まったのである。

79 (熊法83号 '95)

間中の生活費も請求した。一方、王氏の家族と職場は、彼女の救援活動のために、約一〇万元の交通費を費やしてい 王氏の早期釈放のためにかけた電話であるとして、王氏にその電話料金の支払いを請求した。そればかりか、 法院は、二六万元の交付を催促するために、王氏の家族と職場に合計五〇数回の電話をかけたが、その後、これらは 拘留期

勿論、この不法拘留により、王氏およびその家族にもたらされた精神上の苦痛はさらに測り知れないものであろ

を受けたのみならず、驚くべきことに、原告の塗氏も法院の王氏に対する取り調べに参加していた。又、進賢県人民

2 裁判官が裁判官を捕えた」事件

よる適法な協力依頼等の公務執行を妨害し、いわば内輪もめを起してしまった。次にその実例を挙げてみよう。 部の地方人民法院、 人民検察院は、 経済紛争における自地域の当事者の経済利益のために、他地域の司法機関に 同省

酒公司にまだ支払っていない「竹葉青」商品代金である三〇五四四元を凍結するという行政処理決定を下した。同年 物であることを発見し、販売元の懐化経営部の主任である王氏に対し、二〇〇〇元の過料を科する行政処罰を行なっ 仕入れたが、その商品代金をまだ支払っていないうちに、懐化市黔陽県工商局が、既に市場に流入している董酒が偽 支払った。又、一九九二年三月一日に、懐化経営部は臨豊糖酒公司から三○五四四元に値する「竹葉青」という酒を 常徳市臨豊県糖酒副食品公司(原告、以下は臨豊糖酒公司と略称する)から百本の董酒を購入し、一八六〇〇元の代金を た。その後、これらの董酒が臨豊糖酒公司から仕入れたものとわかり、懐化市工商局は同公司の在庫品の董酒を検査 九九一年一〇月二一日に、湖南省千山紅葡萄酒懐化市総合経営部(被告、以下は懐化経営部と略称する)は、 確かに偽物であると認定した。そのため、懐化市工商局は一九九二年四月三日に、懐化経営部が臨豊糖

六月一二日に、『投機取引行政処罰暫行条例』により、偽物劣悪品を販売した臨豊糖酒公司に対し、偽の董酒の商品

代金である一八六〇〇元を没収し、かつ、三七二〇元の過料を科する行政処罰を行なった。 臨豊糖酒公司はこの行政処罰を不服とし、一九九二年七月一五日に、一級上の懐化地区工商局に不服審査を申し立

廷に行政訴訟を提起した。 てたが、八月三一日に、原行政処罰を維持する不服審査決定が下されたため、一〇月二日に懐化市人民法院行政裁判

原告の請求を棄却した。 第一審人民法院は、 **懐化市工商局による行政処罰の事実が明白であり、** 証拠も確実であると認め、 一二月二四日に

原告の臨豊糖酒公司は一審判決を不服とし、 ところが、法定の期限内において支払うべき上訴費がずっと納付されていないため、第二審人民法院は、 一九九三年二月六日に、 懐化地区中級人民法院の行政裁判廷に上訴し 四月

日に訴訟取下げとする裁定を行なった。

二年四月三日に、臨豊県人民法院経済裁判廷に民事訴訟を提起し、懐化経営部に対し、三〇五四四元の商品代金の支 しかしながら、一方、 臨豊糖酒公司は、三〇五四四元の「竹葉青」の商品代金が懐化市工商局に凍結された一九九

払及びこの支払拒否によってもたらされた経済損失の損害賠償を求めていた。 被告の懐化経営部は、 第一審人民法院に対し、以上のような紛争の経緯を説明し、又、 懐化市工商局から三〇五四

四元の商品代金の納付を一時的に遅延するという通知を受けたので、しばらくその代金を支払うことができないと弁

第一審人民法院は、七月一三日に、次のような旨の判決を下した。即ち、一九九一年一○月二一日に行なった董酒業 例えば、黔陽県工商局によって科された二〇〇〇元の過料なども、原告によって負担すべきではないかと主張したが 明したうえ、一九九二年一〇月二一日における偽の董酒を販売した原告の行為により、被告にもたらされた経済損失

綸

(熊法83号 '95) 82

説 告の主張は支持できない。従って被告は「竹葉青」の商品代金である30544元及び遅延納付の利息としての一一 務は既に双方勘定済みのことであり、董酒業務に対する行政処罰及びその結果は本案と無関係なことであるため、 被

○○元、合計三一六四四元を本判決の法的効力が生じた日から二○日以内に一括して原告に支払うべきである。 被告の懐化経営部は、これを不服とし、一級上の常徳市中級人民法院に上訴を提起したが、第二審人民法院は、

懐化市人民法院へ三一六四四元の強制振替についての協力を求めに来た。 一九九二年一〇月二七日に、臨豊県人民法院経済裁判廷の胡廷長は、強制執行のため、「執行協力通知書」を持ち、

九九二年一〇月二七日に、この上訴を棄却し、一審判決を維持した。

この二事件を一緒に処理するように提案し、当該人民法院執行廷の賀福来廷長が、以上の旨の決定を関係銀行に知ら 事件との間には、密接な関連があり、事件の内容も殆ど同一のものであるから、強制振替の措置を一時的に延期し、 当該人民法院は、胡廷長に対し、臨豊県人民法院の受理したこの経済事件と、 懐化市人民法院の一審審理中の行政

とりあえず紛争中の商品代金を省高級人民法院執行廷に振替え、そして、省高級人民法院により双方の執行に関する に紛争の経緯を報告し、調整を求めた。省の高級人民法院は双方の関係を調和するために、一九九二年四月一日以後 その後、この提案に賛成しない臨豊県人民法院及び懐化市人民法院は、数回にわたりそれぞれ湖南省高級人民法院

廷の賀廷長を逮捕した。その手続も拉致に近いものと言ってよい。四月六日の午前九時に、町で歩いている賀廷長は ところが、臨豊県人民法院は、四月六日に「司法人員の公務執行を妨害した」という罪名で、懐化市人民法院執行

ある警備車にひっぱり込まれた。車の中で、手錠がかけられ、汚れた車掃除用の雑巾で口を塞がれたばかりで

紛争を調整すると決定した。

言い張っている。常徳中級人民法院は、賀氏が明かに公務執行妨害罪を犯したので、裁判官である彼を逮捕したのは、 くに当該人民法院の党委員会の指示により、 この「裁判官が裁判官を捕える」事件について、いまでも両方の基層人民法院と中級人民法院は、 ひどい暴行も受けた。一〇数時間後、 やっと釈放された。 臨豊県の留置所に連行され、拘禁された。二日後、省高級人民法院、と 各自の言い分を

は、 は 酒類を販売するのは犯罪行為であるが、臨豊県人民法院がこの二訴訟(経済事件と行政事件)間の関連を否認したこと 豊県人民法院の行為は明かに賀氏の人権及び法律を侵犯したものであると主張した。又、懐化市人民法院は、 保護主義による邪魔立てである。我々は賀氏を逮捕しなければ、「軟弱無力」と言われる恐れがあると主張した。 法の前では誰もが平等であるという立場から言えば、別に間違ったことではないと主張した。また、臨豊県人民法院 なお、 他方、懐化地区中級人民法院は、賀氏は事実上「人質」として臨豊県人民法院に逮捕されたのである。そこで、 明かに偽の董酒の販売者の利益を守るための行為であり、地方保護主義であるとしか言いようがないと主張した。 わが人民法院の判決は法的効力を持っているが、その強制執行が懐化市で何度も阻害された。これは明かに地方 両方の人民法院が、この紛争のためにかけた人力、 財力、物力などは、既に双方の執行しようとした訴訟物 偽物の 臨

3 法院による管轄権の奪取事件

の金額をはるかに超えているそうである。

と判断し、地元の当事者が提訴した経済事件を受理した。次にその実例を挙げてみよう。 告側の利益をえこひいきするために、当該人民法院に管轄権がないにもかかわらず、裁判権を濫用して管轄権がある 部の地方人民法院は、 民事訴訟法に規定されている土地管轄の被告住所地という基本原則に違反し、 自地域の原

綸 場に納入する。後日、かりに商品工場が依然として残りの「古春竜大曲」を必要とすれば、改めて商品代金を振り込 再び協議した結果、古春竜曲酒工場は、とりあえず既に振り込んだ一〇万元の商品代金に相当する額の商品を食品工 もあり、契約した数量の「古春竜大曲」を納期どおりに納入することができなくなったため、双方は一二月二六日に 春竜大曲」という銘柄の酒を購入する売買契約を締結し、そして、商品代金の一部である一○万元を古春竜曲酒工場 まれた後、古春竜曲酒工場が、それに相当額の商品を発送する。一二月二九日に、楊建軍課長は一応勘定口座を締め の銀行口座に振り込んだ。ところが、その後、鉄道の宝成線の土砂くずれにより、鉄道運輸が一時中断となったこと

るように、という電話を胡氏に強制的にかけさせた。 と決定したということを伝えた。又、古春竜曲酒工場に対し、五万元を持って、晋州市人民法院へ問題を解決しに来 この事件において詐欺の意図があると判断したため、法人代表である工場長を勾引し、かつ、「居所監視」を行なう 後、晋州市人民法院に連行された胡氏に対し、当該法院執行廷の劉廷長は、当該法院は被告である古春竜曲酒工場が 場長である胡六生氏を家から呼び出し、いかなる勾引状も示ずに、彼を強制的に車に引っ張り込んで逮捕した。二日 一九九三年一月二日の朝、 楊建軍と晋州市人民法院の人員、あわせて五人は、 突然、古春竜曲酒工場の工

酒工場が食品工場に二万元の賠償金を支払い、そして三千元の訴訟費を負担する、という内容の「調停協議」を提示 し、それを古春龍曲酒工場に押し付けて成立させた。 九九三年一月九日に、晋州市人民法院は、原告と被告との間に、いわゆる「調停」を強制的に行ない、古春竜曲

償金と三千元の訴訟費を支払わない限り、胡氏を釈放しないという態度を固持した。 無条件で胡氏の人身の自由を回復すべきである。しかし、晋州市人民法院は、以上の意見を受け入れず、二万元の賠 停案を提示し、そしてこの偏頗な、調停協議を強制的に同意させたりしたことは、明かに違法な行為である。第三に らに拷問による供述と拇印を強要したり、合法かつ自由意思という調停の原則から離れて自地域の当事者に有利な調 通知書をも送っていないのみならず、強制的に彼を勾引し、しかも居所監視の名目で、彼の人身の自由を制限し、 権を持っておらず、かわりに内江市法院がそれを管轄すべきである。第二に、晋州市法院が、胡氏に対し、何の出 被告の住所地又は契約履行地の人民法院が管轄する」。従って、この経済契約紛争事件について、晋州市法院は管轄 対して次のような意見を表明した。第一に、民事訴訟法二四条によれば、「経済契約紛争について提起された訴訟は 事件発生後、 合同教援グループを派遣し、晋州市人民法院に胡氏の釈放を求めた。救援グループは、晋州市法院の人員に 古春竜曲酒工場の所在する内江市中区の党、行政、 司法機関は、「人質」となっている胡氏を助ける

はない。第三に、 に、晋州市人民法院はこの経済契約紛争事件を管轄する権限がない。第二に、晋州市人民法院は胡氏を勾引すべきで 河北省高級人民法院および石家庄中級人民法院を通じて、次のような意見を晋州市人民法院に伝えた。 このような状況のもとで、救援グループはやむをえず最高人民法院へ経緯を報告した。そして、最高人民法院は 即時に胡氏を無条件で釈放すべきである。 つまり、

院に預け、 級人民法院の粘り強い調整により、 ところが、晋州市人民法院は、この最高人民法院の指示をも拒否した。結局、河北省高級人民法院および石家庄中 晋州市人民法院はかろうじて、古春竜曲酒工場が二・三万元を石家庄中級人民法

管轄権のある人民法院によってこの経済紛争事件を解決してからそれを処理することに同意し、胡氏を石

家庄中級人民法院に渡した。

論

説 胡氏は拘禁された間に、身体上と精神上の両面において非人道的にしいたげられた。例えば、一日二四時間手錠を 食事も満足に与えられなかった。内江市と晋州市との温度は二〇~三〇度の差があるが、 胡氏は薄着の衣

述書に強制的にサインさせられ、拇印を押させられた。

類を着たまま逮捕されたので、晋州市で風邪を引き、高熱を出した。取り調べの時も、白紙の供述用紙又は偽造の供

的責任も追究されていないままである。 胡氏は釈放され、事件も報道されたが、その二・三万元は返却されていないのみならず、事件を起した張本人の法

#### 4 民事事件を詐欺罪と混同した事件

者を経済犯罪の詐欺犯として、刑事処割を科した。次にその実例を挙げてみよう。 一部の地方の公安機関や司法機関は、職権を濫用し、民事訴訟の範囲に属する経済紛争事件における他地域の債務

また、経営不況のため、今年はまず一四〇〇〇元の商品代金を支払い、残った分は来年のりんごの販売で補充すると 氏は果樹農場の代表に勘定明細書を渡したが、その内訳には、運賃などを除き、支払うべき金額も明記してあった。 行き不振となり欠損が生じた。一九九一年に、果樹農場の代表がH市の杜氏宅へりんごの代金を取りに行った時、杜 かし、一九九○年八月に、杜氏は農場から六○万トンのりんごを運び出したが、りんごの質などの原因により、売れ ロごとに○・○一元の歩合を受け取る。その後、一九八八年と一九八九年には、共同販売の計画が順調に進んだ。し を約束した。すなわち、杜氏は農場の果物を黒竜江省で販売する。杜氏は報酬として、その売却された果物から一キ 「九八八年八月に、黒竜江省日市に住む杜氏と山東省C県果樹農場の責任者である楊氏は、口頭で果物の共同販売 訟の中止を裁定することにした。

を行なった。杜氏は、収容審査が解除された後、C県公安局の収容審査の決定の取消し、及び経済損害の賠償を求め たという理由で、C県公安局に告発した。そこで、C県公安局は六月一五日に、杜氏に対して詐欺の容疑で収容審査(\*) 九九二年六月に、杜氏がC県で西瓜を購入した時、楊氏は、杜氏が果樹農場のりんご六〇トンを欺して巻きあげ

拠も不足である。また、国務院の一九八〇年五六号公文書二条に照らし、原告の杜氏は明かに収容審査の対象に当た て黒竜江省日市D区人民法院に行政訴訟を提起した。 第一審のD区人民法院は、被告のC県公安局が杜氏を収容審査した詐欺の容疑を裏づける事実が明白ではなく、

らないと判断した上で、被告の収容審査の決定を取消し、かつ、八〇〇〇元の損害賠償を命じた。

級人民法院は、最高人民法院の『『行政訴訟法』の貫徹・執行における若干問題に関する意見』六三条に基づき、訴 罪事実が明白であり、その行為は詐欺罪を構成したため、逮捕を許可するということであった。それゆえに、 C県人民検察院による一通の逮捕状がH市中級人民法院に配達された。それによれば、被上訴人である杜氏の主な犯 C県公安局はこの一審判決を不服とし、H市中級人民法院に上訴した。ところが、第二審の審理中において、 H市中

中国の国家公安部は、 かつて「公安機関が職権を不法に踰越し、経済紛争事件の処理に関与することを禁ずる通

この情報を聞いた杜氏が、家を出て行方不明となったため、この事件も懸案になったままである。[1]

用し、 知」を発した。しかし、現実には、一部の地方指導層が、地方保護主義の立場から、現地の公安機関や司法機関を利 正常な経済契約紛争、債務紛争を詐欺罪と混同し、 経済紛争事件の解決に干渉することがしばしば伝えられて

いる。 九九〇年一一月九日に、河南省新郷市郊区文教皮革制作工場 例えば、次のような事例もある。 (以下、皮革工場と略称する) において、 遼寧省撫順

市飛達服装工場(以下、服装工場と略称する)は、皮革工場から四六万元に値する皮革原料を購入して、 その商品代金

緰 万元の流動資金しか持っていなかった。当該工場の法人代表である王興超工場長は、撫順県工商銀行から金を貸付金 を三回にわけて、銀行引受手形の方式で勘定する、という内容の売買契約を締結した。この時、服装工場は実際に二

の保障を得たこと、沈陽市五愛百貨商場との間に、五〇万元の皮革の服装を一手販売する契約を締結したことに鑑み、

あえて以上の売買契約を締結することにしたのである。

一一月一二日に、撫順県工商銀行は、皮革工場に対し、有効期限が三か月である商業為替手形証書を発行した。と

六万元を支払うことができなくなり、売買契約の規定に違反したことになった。 順県工商銀行は服装工場の運営状態に鑑み、それを取り戻した。こうして、服装工場は皮革原料の商品代金である四 生産を停止せざるをえない状態になった。そのため、右の商業引受手形がまもなく期限切れとなるところとなり、 ころが、この三か月の間に、皮革原料は服装工場に送達されたが、服装工場は、予測のできない原因で三か月ぐらい

長は非常にこの事件を重視しており、わざわざ公安局長、法院院長、検察院院長の「三長」会議を開き、 引受手形は恐らく偽物である。さもなければ、なぜ銀行はそれを回収したのか、等のことが挙げられた。一方、 は遼寧省撫順市新区政府の責任者に対し、「新郷市と撫順市とは友好都市であるから、 その理由としては、服装工場は金がないのに、王氏は詐欺の手段で皮革工場の皮革原料を手に入れた。又、その商業 法制執務室の責任者である舒暁虹氏の指令により、一九九一年六月三日に、詐欺の罪名で王興超工場長を拘留した。 このような経済契約紛争は、通常、民事訴訟の範疇における経済事件となるが、河南省新郷市公安機関は、 王氏を釈放してもよいと決定した」と説明した。 わが市の共産党委員会の書記 債務さえ返 区政府

撫順市新撫区政府、撫順市人民検察院及び遼寧省人民検察院は、四回にわたり、河南省新郷市郊区政府へ

(熊法83号 '95) 88

よりは、

協議に行き、この事件は詐欺犯罪ではなく、経済紛争である、という意見を強調しながら、債務者である王氏を釈放

しない限り、返金することも事実上不可能であろうと説得したが、断られた。

王氏は「収容審査」の名目で拘留された後、なんと公安局の留置所のみならず、皮革工場の倉庫にも拘禁されたた

飛び込み、自殺まではかったこともある。これは幸い未遂であったが、重傷をうけた。

この事件が報道された一九九三年五月の時点では、王氏はまだ釈放されていないままであり、

双方の工場も倒産の

め、工場の従業員からも体刑を加えられた。王氏は様々な肉体上と精神上のしいだけに耐えきれず、手洗いの窓から

瀬戸際に瀕しているそうである。(⑴

5 法院と検察院の 「法律サービス」事件

からサービス料を徴収するかわりに、企業の債権や商品代金などを取り立てた。次にその実例を挙げてみよう。 江西省の一部の地域においては、企業は弁護士を法律顧問として招聘するほか、法院や検察院あるいは公安局のい の地方の公安機関や司法機関は、 企業の経済改革のために法律サービスを提供する名目のもとで、 自地域企業

たとしても、 機関の担当者が顧客に説得したように、「法院は経済紛争事件について決定権をもっているし、 他地域の法院は強制執行に来るとき、わが法院の協力も不可欠である」、「検察院は、経済犯罪事件や経 他地域で負債を負っ

わゆる「法律サービス」も受け入れている。その理由は正にこのような法律サービス業務を行なっている法院、

済紛争事件において直接に人を逮捕する権限がある」。即ち、実際の決定権のない弁護士を法律顧問として招聘する むしろ強制的な権限を持つ人民法院、人民検察院等の「法律サービス」を受け入れたほうが賢明である、

いう意味であろう。企業側も、とりわけ悪質な企業は、お金でこの「安全感」を買う値打ちがあると考えているよう

89 (熊法83号 '95)

綸

である。このような「法律サービス」業務を行なっている人民法院、人民検察院の内部規定によれば、企業から徴収 した「法律サービス料」は一定の比例で裁判員、検察員の個人収入になる。それゆえ、裁判員と検察員らも、このよ

(熊法83号 '95) 90

極的な姿勢をとっている。自地域の企業が彼らの「法律サービス」を必要とする場合に、彼らは法律を犯しても、こ(ミヒ) うな「法律サービス」が地方保護主義を引き起こし、法の尊厳と公正を損なうことになりかねないと知るものの、積

宜春寧麻紡績工場で、車の差し押えという公務執行中の山東省即墨市人民法院執行廷の人員を武装強奪の容疑で拘禁 のような「法律サービス」を提供した例もある。例えば、一九九四年一月八日に、江西省宜春地区上高県公安局は 強制的に懐中を取り調べ、公務用の拳銃を没収した。即墨市法院の執行人員が反抗しようとしたとき、「貴方は

た拳銃及び強制執行として差し押えた車が返還されていないままになっている。(3) の言う事が理由である。」、「貴方が訴訟を行なうことは私の予想したとおりであるが、たとえ中央、国連まで訴えて 我々の地盤にいるよ、おとなしくしないと、殴打だけでなく、手錠もかけてやる」と警告された。その後、執行人員 高氏という公安局長に対して、この違法行為を抗議し、そして拘禁の理由を尋ねたとき、「私は局長である。私 最後、 誰が勝てるのかわからないぞ」、と答えられた。後日、彼らが釈放された後も、そのときに取り押えられ

## 「能人」の特恵待遇と長坑郷の集団犯罪事件

域における違法行為と犯罪行為を庇護、放任し、公民は法の前にすべて平等であるという憲法原則を無視した。 例を挙げてみれば、一部の地方では、県の人民法院と人民検察院は、罪を犯した自地域の 部の地方の党組織、行政機関および司法機関は、自地域の経済利益のために、聾啞者を装うような対応で、 「能人」(金儲けの達人)

に対しても、「特恵待遇」を与えている。例えば、人民法院は、刑法に定めている刑事事件の立件基準や量刑基準の

釈放された後も、やはり獸薬工場の工場長である」と慰めた。(エク

県の司法機関によって行なわなければならないし、もし数年の懲役が科されても、県はご家族の面倒を見る。貴方は

さらに、福建省安溪県長坑郷で発生した人質を誘拐し、恐喝する集団犯罪の例を見てみよう。この郷の一部の悪党

罪を裁くのみである」。 次のように語った。「我々は立件基準や管轄権や有罪と無罪の限界などにかかわらず、地方の指導層の指示に従って があるから、自地域の経済改革と開放のために、彼らの才能を生かすべきであるからだとされている。ある検察員は「いあるからだ」である。 刑法外の方法を作り出し、「能人」を優遇する。その理由については、これらの「能人」は特殊な貢献と優れた能力 下限を高くし、刑法により刑事責任を追究すべき行為を立件しなかったり、懲役を科すべき行為の実刑を免除したり、 検察院も、起訴免除や刑の執行猶予を濫用し、あるいは自ら「起訴の猶予」や「罪を持ちながら手柄を立てる」等の 重く処罰すべき行為を軽く処罰したり、逮捕すべき容疑者を逮捕せず、居所監視や保釈等の方法を取ったりする。又、

彼を逮捕するのは炭鉱の責任者の同意を得なければならない、と言われた。(エト) た。副県長は周氏に対し、「恐ろしいことは何もない。たとえ事実が明らかにされても、具体的な処理は最終的に、 会書記長、県長をはじめ、県検察院、県農業委員会などの責任者は、いろいろな手段でこの沈丘県の「能人」を庇っ みると、容疑者は炭鉱の「能人」であるから、彼が逮捕されるとすれば、炭鉱のセメント工場も倒産してしまうため 鉱公安支局派出所の警察によって勾留され、既に逮捕した容疑者もこっそり逃がされてしまった。その理由を尋ねて 一四一件の偽薬を生産したが、本物の薬を一件も生産したことがない。彼の犯罪行為が発覚した後、県の共産党委員 いわゆる「中国一の偽薬事件」における主犯の周志強氏は、河南省周口地区第一獸薬工場を創設して数年来、一一 九九二年七月に、江蘇省阜寧県公安局の人員が、ある炭鉱へ詐欺犯の容疑者を逮捕しに行ったとき、逆に当該炭

龍茶の質を気にいれば、特恵価格で売買契約を締結する、という「優遇条件」で、営業担当などの関係者を長坑郷に 鉄観音という烏龍茶を生産する国営茶農場の名義で、 他地域の関係部門に対して、茶農場への視察を招待し、

綸 発送し、かわりに、 来訪させてから、厳しい拷問にかけ、売買契約を強制的に締結させた後、さつまいもの葉のような「偽の烏龍茶」を と郷政府の招待所(宿泊施設)である。二階にある招待所の下の一階には、郷共産党委員会と郷政府の執務室、 いわゆる商品代金を巻き上げるのである。このような「人質」が拘禁される場所の一つは、 なん

局の派出所、人民法院の派出法廷、司法所などの公機関がある。彼らが二階に発生した犯罪事実を全く知らないはず はないであろう。

て雇われ、二四時間人質を監視し、かつ、村の入口で歩哨を務める。人質を救援する車や人が来ると、半山にある雲 ら拷問を受けた人質からの悲鳴、泣き声や呻吟の声が聞こえるそうである。現地の村民が日給五元の報酬で看守とし 険しい峰にある長坑郷の雲集村は「人質」を拘禁するもう一つの拠点である。そこでは、夜中になると、多くの家か 長坑郷では、このような「商売」を行なっている悪党一味がすでにマフィア組織となっているようである。高い山

であり、村全体は恐怖の地獄となっていると伝えられたほどである。 質が拘禁されているのか見当も付かず、彼らを救出することは「海から針を拾う」よりも難しい作業と言われるほど 集村の入口から一目瞭然に見えるため、人質はすぐ山の奥に移転させられる。雲集村では、いったいどのぐらいの人

や商品発送状等を証拠として、 は再び長坑郷に滞在せざるをえないことになってしまう。県検察院の敷地内においても、悪党らはやっと救出された 接に関係していると言えよう。 長坑郷の集団犯罪の発生は、 人質が救出されても、悪党らは経済契約紛争の名目で、強制的に締結させた売買契約 現地政府等の国家機関の官僚主義のせいというよりは、 現地の人民法院経済裁判廷に出訴する。そうなると、法院からの召喚状で、「人質」 むしろ彼らの庇護と放任と直

「人質」を再び奪い戻すようなことを行なえる。県検察院も、長坑郷の問題を解決するには、 県検察院の力のみでは

全然足りないと認めている。

ことではないか」。 うな恐喝的な手段を「致富之路」(豊かになるための道)としているのか。これも福建人へのイメージダウンに連がる があり、オートバイが走っている。いったいあそこの人々はどのような方法で金持ちになったのか、 なく、地下資源もない。しかし、あそこの町は、非常に豊かなように見える。いたるところに新しい一戸建ての住宅 あろう。「山地に位置する長坑郷は、交通不便で、経済も遅れている。一人当たりの可耕地面積は○・五アールしか 九九四年の上半期に、この犯罪事実を取材し、報道した記者が、次のような疑問を発したのは無理もないことで まさか以上のよ

7 関係機関の非協力による強制執行が不可能になった事件

務者である河南省商丘県税務局の商丘県工商銀行での預金状況を調べたところ、債務者の口座には一三万元の預金が 機関が判決の執行に干渉した次のような例もある。 織の責任者は、自地域の経済利益に関わる訴訟について敗訴の判決を絶対に下してはならない、と命じた。又、行政 一九九〇年六月八日に、四川省彭山県人民法院執行廷は、ある経済契約紛争事件の判決を強制執行するために、 債

部の地方の党組織や行政組織は、人民法院の裁判活動や判決の執行に直接に干渉した。例えば、ある地方の党組

93 (熊法83号 '95)

の要請を拒否し、そして、県の党委員会と県政府の指示により、他地域の人民法院は、商丘県の銀行で預金を凍結し、 に払うべきである九万元をこの口座から振り替えることを裁定した。ところが、当該工商銀行行長の劉守義氏は、 あることが分かった。そのため、判決に定める債務者の履行すべき義務――原告の四川省彭山県糧食局糧油加工工場

論 銀行、信用合作社その他の貯蓄業務を行なう単位(職場の意味)は、これを処理しなければならない。ということを 封印し、振替える等の場合、商丘県人民法院院長の同意を得なければならないと説明した。すると、李廷長は民事訴 訟法二二一条二項の規定、即ち、人民法院が預金の凍結又は振替を決定する場合には、裁定を下さなければならない。

劉行長に釈明しながら、とりあえず、被執行人の口座から九万元を凍結すると裁定した。

て会えなかった。李廷長はやむをえず商丘地区人民法院及び河南省高級人民法院執行廷に協力を求めたところ、両方 とも商丘県法院に対し、「民事訴訟法により彭山県人民法院の執行に協力して下さい」と、書面で指示した。 李廷長はこれらの指示を持ち、再び工商銀行に強制振替の協力を要請したが、依然として、劉行長に断られた。そ その後、李廷長は商丘県人民法院院長の協力を得るために、五回にわたり、面会を申し入れたが、すべて回避され

あり、同一の級の検察院としては、裁判監督手続で控訴するつもりである。そこで、県検察院の同意がなければ、振 ればかりか、県検察院の人員も劉行長の知らせによって現れ、李廷長に対し、彭山県人民法院の判決が違法なもので

り替えることができないと言い張った。

県法院執行廷人員が、一一月四日に再び商丘県工商銀行に凍結した被執行人の預金を調査したところ、口座における う協力義務の履行を命じたが、期限が過ぎた後も、 訟法一〇三条一項に基づき、商丘県工商銀行の劉行長に対し、指定の期日内に、 預金が既に移転され、二三八元しか残されていないことが分かった。そして、彭山県人民法院執行廷の人員が民事訴 商銀行に預けている職員の給料と事務経費としての九万元を凍結したため、当該税務局の税収業務に大きな支障を与 六月二七日に、債務者の商丘県税務局は、彭山県人民法院が、一方的な地方保護主義の立場から、 という内容の書面報告を県政府に提出した。県政府も「凍結の解除に同意する」と許可した。こうして、彭山 一銭も口座に戻っていないのみならず、彭山県人民法院の裁判人 元の預金を取り立てるように、 県税務局が県工

員は、 このような状態に対して、彭山県人民法院は、民事訴訟法一〇三、一〇四条により、商丘県政府に対して五〇〇〇(ミロ) 脅迫電話や知らぬ者からの騒擾を絶えずうけた。

院執行廷は委託執行だけに追われる状態に陥る恐れがあるとして、難色を示した。こうして、この事件も未解決のま 基礎人民法院による執行の委託を引き受けるのはかつてないことであるし、この前例を破るとすれば、省高級人民法 廷の馬廷長は、彭山県人民法院の決定に対し、指示と協力の意思を示しながら、省の高級人民法院として、他地域の これらの決定を執行する実際の難しさに鑑み、それを河南省高級人民法院の執行廷に委託した。ところが、当該執行 元の罰金、 まに棚上げにされてしまった。 商丘県工商銀行に対して一五〇〇〇元の罰金、劉行長に対して一五日の拘留を、科することに決定したが

司法機関の裁判権の行使に露骨に干渉した事例として公表した。なお、書記長も、中共中央弁公庁、国務院弁公庁を 行為に明確な反対の意見を表明した。最髙人民法院は、一九九二年一二月号の内部刊行物に、 告した。又、河南省の党、行政、立法、司法部門の最高責任者にも訴えた。これらの機関は、 このような状況のもとで、彭山県人民法院は、経緯を中国共産党中央政法委員会の書記長、 この事件を行政機関が 及び最高人民法院に報 いずれも商丘県政府の

以上のような上層からの支持を得たため、一九九三年五月に、商丘県共産党委員会政法委員会副書記長ら三人は、

通じて河南省省長にこの事件についての調査を指示する公文書を送った。

以上の償還能力がない実情を釈明し、彭山県人民法院の諒解を求めた上で、当該執行の終結を申し入れた。結局、 法院に誠心誠意に謝り、 していることを彭山県人民法院の人員に伝えながら、彼は南丘県の共産党委員会及び県政府を代表して、彭山県人民 紛争解決のために彭山県人民法院を訪ねた。副書記長は、商丘県政府が「凍結解除」の行為について、既に深く反省 そして、既に五五〇〇〇元の現金小切手を持ってきたと説明した。又、商丘県税務局はこれ

山県人民法院は原告側を含めた協議を行なった後、一九九三年五月一八日に、 法字第一三号民事判決書の執行終結」という裁定を下した。このようにして、この強制執行は、ようやく終結を告げ 民事訴訟法の関係規定に基づき、「彭

者らが、すべての権威を有していることを窺うことができよう。又、司法に干渉したのは党や行政である一方、 ることができた。 に対して、時々「消防車」のような役割を果たしているものの、党と行政に匹敵できるほどの権威がないこと、これ らの干渉を排除する時にも、党と行政という「虎の威」の力を借りざるをえないこと、最高人民法院は下級人民法院 この事件からも、中国のような三権分立制をとっていない「人治」的な社会では、党組織と政府機関及びその責任

関係について、理論上の分析を試みることにしたい。 性の欠如にあるといわねばならない。従って、次節から中国の「議行合一」制及び司法独立と党、行政、立法等との 司法機関との三者間の関係を「党政司法の癒着」と表現しても決して過言ではないであろう。こうした現状を生み出 した本質的な原因は、共産党の指導下の「議行合一」という国家体制およびそれによってもたらされた司法権の独立 日本では、「政財官の癒着」と言う言葉はあるが、以上のような中国の地方保護主義における党組織と行政機関と

うは不幸にも中国の現実である。

### 三 「三権分立」制と「議行合一」制

国家権力の「分立」理念は、権力の限界づけとその濫用の防止を目指す法治国家の原理である。近代的な法治国家

権力は人民に属する。 されており、 制に立脚する「議行合一」(Combination of legislative and executive powers) の原則の下で、人民代表大会制が採用(3) 制的な収斂点が「共産党の指導」と言う原点に他ならない。ここには、「三権分立」の国家におけるいわる「司法権 民代表大会によって組織され、これに対して責任を負い、 ン主義と毛沢東思想に導かれて、人民民主主義独裁を堅持し、社会主義の道を堅持する」(序晉)、 いと言ってよい。現行憲法によれば、「中国の諸民族人民は、引き続き中国共産党の指導の下に、 あるいは「分業」を国家管理上の合目的制度とする国家権力の一体的一元性原理が根源的に支配する。また、 法治国家の「分立」理論でいわゆる権力の限界づけやその濫用防止が目指されるよりは、 立」ではなく、その機能的「区分」、あるいは職能「分業」によって三権の分立が配分される。この配分においては 言えば、立法、 家機関から相対的な独立した地位を与え、国家による権力の恣意的行使が防止できるよう工夫されている。 における裁判は、 これに対して、社会主義体制における国家権力としては、 が存する余地は、全くないと言える。例えば、中国においては、立憲主義型の権力分立制と異質の民主集中 行政権も司法権も、最高国家権力機関の統一的な指導の下で国家機関の間における職能的分業に過ぎな 行政、 民主集中の原則を実行する」 (三条一項)、 「国家の行政機関、 国家権力の行使の適法性を保障するシステムと見なされているため、 司法という三権の分立体制 (Separation of Powers) のもとで、司法権の独立が保障されてい 人民が国家権力を行使する機関は、全国人民代表大会及び地方人民代表大会である。」(二条)、 その監督を受ける」(三条三項)。具体的には、「最高人民法 国家権力の統一的一元的把握のもとに、 裁判機関及び検察機関は、 裁判機関については、 むしろこの三権の「区分」 国家の「すべての マルクス・レーニ 国家権力の「分 いずれも人 一般的に この体 他の国

全国人民代表大会及び全国人民代表大会常務委員会に対して責任を負う。地方各級人民法院は、それを構成し 行政、 司法の諸国

確立された立法、

た国家権力機関に対して責任を負う」(一二八条)。これらの憲法原則に従って、

97 (熊法83号 '95)

家機関の関係については、権力の「合一」が強調され、 このような「議行合一」制の下では、真の司法権の独立はありえないが、他方で権力の機関分業体制が認められて 権力の「分立」が否定される傾向が明らかである。

いるため、各国家機関の間にも、チェック・アンド・バランスの関係が成立するよう工夫されている。

実質上保障するものではなく、裁判権行使の独立、即ち、個別具体的事件における人民法院の審理の独立を意味する 行政機関、社会団体及び個人の干渉を受けない」と定めている。勿論、これらの規定は、人民法院の裁判権の独立を 干渉を受けない」と定めている。人民法院組織法四条も「人民法院は、法律の規定に従い、独立して裁判権を行使し、 一二六条は、「人民法院は、法律の定めるところにより、独立して裁判権を行使し、行政機関、社会団体及び個人の

### 四 党の指導下の「裁判の独立」

ものである。

導」の内在的関連について、次のような説明が一般的に行われている。すなわち、「人民法院が独立して裁判権を行 の堅持)」が置かれており、国家活動における党の指導は自明のことであろう。この「人民法院の独立」と「党の指 行憲法の前文には、「四つの基本原則」(共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想、人民民主主義独裁、社会主義 指導下の「人民法院の独立」こそが、中国的「裁判の独立」の最大の特色というべきである。右に述べたように、現 での「裁判官の独立」と異なり、まず、執権党である中国共産党からの独立が含まれていないのである。むしろ党の ところが、中国の憲法および人民法院組織法に認められたこの「人民法院の独立」の意味は、「三権分立」制の下

例えば、憲法

くわえる以前は、

とである」などと解説され、「指導」と「独立」の不即不離の関係が強調されているのである。(26) しないのである」、さらに、「独立して裁判権を行使することと、党の指導を堅持することは、統一的なもので、いさ 裁判権を行使することと、党の指導とを対立させるいかなる考え方も行動も、すべてこの原則の要求することと一致 る党の指導を体現しているのである」。また、「この原則(人民法院は、法律の定めるところにより、独立して裁判権を行使(4) 事を処理することである。党と人民が裁判権を人民法院に与えて独立して行使させることは、まさに人民法院に対す 堅持し、またこの指導に従うことと、完全に一致するのである。法律は党の指導のもとで制定されるものであり、そ さかも矛盾しない。法律は、党の方針、政策の条文化、定型化であり、法律に従うことはすなわち党の指導に従うこ ルと活動能力とを向上させることが、党が法院活動に対する指導を強化する主要な方面である。人民法院が独立して 人民法院のために公正無私、 自己の全活動を党の指導下におかねばならない。党が路線、方針、政策に従って、人民法院に対する指導を強化し、 し、行政機関、社会団体及び個人による干渉を受けない)を正しく実行することを保障するために、各級人民法院は必ず れは党と人民の意思を反映している。法に基づいて事を処理することは、取りも直さず、党と人民の意思に基づいて 法律にのみに従うことは、党の指導を必要としないということではない。それどころか、それは、 徳才兼備の幹部を選抜及び配備し、絶えず党員の政治思想教育を強化し、その業務レベ 党の指導を

することが可能となる。たとえ非党員であっても、党からの指示に反する行動をとることは事実上できないのである。 組織の網の目が張りめぐらされ、主要な幹部は殆ど党員であるため、党内の文書によっても機関全体をコントロー 例をあげれば、 一九九一年九月に全人大常務委員会が「売売春をすることに関する決定」によって刑法典に補充を

中共中央弁公庁が伝達した公安部・全国婦女連合会党組織「売春活動を断固として取り締まること

党機関の内部文書も法律規範性をもつ文書とされることがある。人民法院をはじめあらゆる司法機関には、

に関する報告」(八三年四月八日) にもとづき、治安管理処罰、 労働教養、 刑法典の適用により処罰が行なわれた。

綸 こが司っていると考えられる。前に挙げた地方保護主義に関する実例からも分るように、中国では、 のように党員むけの執務マニュアルまでが、事実上法的効力をもつことがあるのである。 共産党委員会、とりわけ政法委員会に具体的な事件の概要を報告し、処理方法についての指示を仰ぐことがある。党 件、公検法の間で見解が分かれる事件、影響の大きな事件を審理する際には、公検法のいずれかが同級ないし上級の の窓口である政法委員会が設置されており、いわば、共通の上部機関である。当然、公検法の主要な人事の実権もこ 各レベルの共産党委員会においては、公安・検察院・法院(以下、公検法と略称する)を統一的に指導する党 判断の難しい事

めるのである。

側は公検法の三機関の意見を調整したうえで、具体的な方策を指示する。法院側も忠実にその指示に従って裁判を進

分離して裁判権を独立に行使するについても、やはり党組織が基盤となり、支持、保障の役割を果たすほかないとい 党組織の法院に対する指導――法院の事件処理への監督、指示が必要である。言い換えれば、司法機関が党組織から るためのものであると考える見方もある。つまり、目下のところ、中国の現状としては、 する党の影響力を排除するのは不可能なことであるし、そればかりか、党組織の関与は、むしろ裁判の独立を確立す 示に従って地方保護主義に協力する立場に立ったとも考えられることであろう。現実にも、人民法院の裁判活動に対 このような憲法上の「四つの原則」に基づく司法体制の下では、 多方面からの干渉と圧力を受けており、法の執行が難しい状況にある。このような状況を打開するためには、 前述のような一部の地方司法機関は、 人民法院が事件を処理する 党組織の指

うことである。

#### 五. 行政統制下の「司法の独立」

民法院などの司法機関は果して行政機関から独立しうるのか、疑問のあるところである。 ものではないが、行政機関による干渉を受けないものである、ということが明記されている。 **・国の憲法および人民法院組織法に定められた「裁判の独立」若しくは「司法権の独立」は、** しかし、現実には、人 党の組織を排除する

い」と言い切っている日本の法学者もいるほどである。(タウ) えるが、中国では、それが難しい仕組みになっている。こうした実態を指して、「中国には裁判所による裁判はな 人民法院としてもそれを無視することができない。日本では、裁判所が国や地方自治体に対してこうあるべきだとい かつ解釈権をもつとされる。行政機関が立法し、かつその法律を運用し、その法律の最終解釈権ももっているので、 まず、人民法院と行政機関との関係から言えば、中国では、立法したところがそのままその法律の執行にあたり、

法院の院長と裁判員は、 の組織部門および政府の人事部門によって管理される、という幹部人事制度を採用している。従って、各地方の人民 型式上同級の地方人民代表大会によって任免されるが、実際のところ、人民法院の人員

び国営企業・事業団体の人員は、これを分類することなく、すべて「国家幹部」の定員編成の問題として、

次に、人民法院の人事管理体制を考察してみる。中国では、いままで党組織、立法機関、行政機関、

司法機関およ 一律に党

この「国家幹部」の範囲に所属する者として、党の組織部門および政府の人事部門が昇降格などの人事管理に深く関

しかも、

裁判員に対する身分保障制度もないので、人民法院は裁

与している。このような司法人事体制のもとでは、

101 (熊法83号 '95)

綸 になってしまった」。前述した地方保護主義に関する多くの事例における司法機関の行動は、まさにこの発言の脚注 員の言ったように、「法院はいま政府機関の執行機関になってしまった。司法権と行政権がねじり合わさって合成力 判活動において、行政機関からの影響や干渉を完全に排除するのは実に難しいことである。ある地方人民法院の裁判

裁判を行なう原則を放棄したり、法をまげたような不公正の裁判まで行なってしまう。(ヨ)

従って裁判を行ない、又は行政機関同士の関係に響くのを恐れて、行政機関の干渉、圧力を拒みきれずに、独立して

である。又、一部の裁判員も自分の職業、地位を守るために、法律、良心に従うことなく、

一部の指導者の意思に

(熊法83号 '95) 102

免職される目にあってしまう」。 判員がいるものの、自分より地位が上にある幹部と関わる訴訟に出会うと、往々にして殉職しようとする前に、 当然、こうした傾向に対抗しようとする裁判員も少なくないが、一部の裁判員は彼らの悩みをこう語った。 国家と人民の利益を守るために、身をもって殉職しても惜しまない一本気で人におもねることを知らない裁

更に、人民法院の財政管理体制から見てみる。中国の財政管理制度によれば、各地方の人民政府は、当該行政区域

司法機関が経費の面で、実際に行政機関にコントロールされている。特に、権力分立制を採用しておらず、「裁判の 同級の行政機関の財政部門によって編成され、統一的に配分される。このような財政管理体制のもとでは、 該地域内で発生した各種類の事件を審理する基層人民法院や基層人民検察院の経費予算も、他の国家機関と同じく、 内の財政予算についてすべて責任を負う (地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織五一条一項五号)。そこで、当 各地方の

は大変難しいことである。例えば、ある地方の財政局局長が、自分の親族が罪を犯し、法院に処刑されたため、職権 制に限らず、時には、人民法院の裁判活動までにも及んでいるので、司法機関が行政機関からの独立性を保持するの

独立」という法意識がそもそも貧弱である中国においては、この制度による行政機関からの影響は、単に財政面の統

ない。

するためには、まず人民法院の人事と財政を行政の統制より独立することから始められねばならないこと、言を俟た ために、 ように、行政機関は、 て不利であるし、「地方保護主義」もこの体制の弊害によるものと言える」。前述した地方保護主義に関する事例の 運営、家族子女、生活福祉など、すべて地方の党や行政からの制約を受けているので、独立して裁判することに極め て最低限の経費を獲得しなければならない。このような司法体制のもとでは、「人民法院の人事、財政、「 該地区の財政の困難により、必要な程度さえ得られないこともあって、往々にして行政機関との円滑な人脈等によっ 地区における人民法院の経費は、たいてい保障されているが、経済の遅れている地区における人民法院の経費は、当 を中止せざるをえなかった。また例えば、 を利用して、報復措置として財政予算から「その法院の財政の『首』を締めた」ため、その法院はしばらく裁判業務 いばかりか、逆に共犯者になっていることも考えられないことではなかろうか。従って、 人民法院に圧迫を加える可能性も出てくるし、一部の人民法院が、地方保護主義の横行をおさめようとしな 人民法院の人事権と財政権を握っていることを利用して、自地域の経済利益をえこひいきする 中国の各地方の経済発展の水準が一律ではないため、経済の発達している 真の「裁判の独立」を達成 物資、 日常

### 六 集団指導制下の「人民法院の独立」

いものである。それと同時に、「裁判の独立」とは、また「人民法院の独立」のことであり、けっして裁判員個人の 前述したように、 中国の憲法および人民法院組織法に定められた「裁判の独立」は、党と行政からの影響を免れな

独立ではないことも、 従来、強調されてきた。この点について、中国の「裁判の独立」は、日本のような三権分立制

論 の下での「裁判官の独立」と異なるのみならず、旧ソ連におけるような「裁判員の独立」とも異なるものである。(第) 合議廷制度と裁判委員会制度があるため、裁判員個人の独立が否定されている。その上、人民法院の裁判員は、 人民法院の裁判活動においては、民主集中制の原則に基づく集団指導制が採用されており、その具体的制度として、

法院ないし職務上監督的地位にある者(例えば、法院院長、裁判廷廷長等)からも独立することはできない。

訴の事件を審理するにあたっては、裁判員による合議廷を組織して行なう。合議廷は院長または廷長が裁判員一名を 指定して裁判長を担当させる。院長または廷長が事件の審理に参加するときは、自ら裁判長を担当する。判決の決定 民法院での職務執行期間中、その参加する合議廷の構成員であり、裁判員と同等の権利をもつ。また、上訴および控 人民法院組織法一〇条、三八条によれば、人民法院は事件の審理にあたって、合議制を実行する。そして、第一審の まず、「人民法院の独立」の具体的制度としての合議廷制度と裁判委員会制度および両者の関係について説明する。 裁判員が合議廷を組織するか、または裁判員および人民陪審員が合議廷を組織して行なう。人民陪審員は人

ある。 は、 裁判委員会は人民法院の裁判活動を指導する集団組織である。人民法院組織法一一条によれば、 裁判の経験を総括し、重大な事件または疑義のある事件およびその他の裁判活動に関する問題を討議することで 裁判委員会の職権

にあたる合議廷の評議においては、多数決の原則が採用されている。

廷に対して、指導的な地位にある。合議廷は事件の審理について人民法院の指導と監督を受けなければならないとさ 会は各人民法院の内部に常設されている組織であり、具体的な事件を審理するためのいわば臨時的な組織である合議 人民法院組織法に根拠を置き、人民法院の集団指導制を軸とする合議廷と裁判委員会の関係に関しては、 裁判委員

として殆どすべての事件を裁判委員会での討議に付している。すなわち、裁判員個人の独立という裁判方式が採られ 'n そうした指導と監督は裁判委員会を通して行なわれる。実際には、とりわけ基層人民法院では、 刑事事件を中心

ていないのである。

中国の地方保護主義と司法の独立 最高人民法院は、各地方人民法院の裁判活動における共通の問題について、時々法的拘束力をもつ「意見」、「通知」 ている。この場合、下級人民法院の裁判活動に対して監督権を持っている上級人民法院も、直接に指示を下す。 級人民法院からの関与も事実上認められている。下級人民法院は、重大で難解な事件、公検法の間に大きな争議のあ するに、 査を事前に行なわなければならないので、 理させなければならない。言い換えれば、院長は発見した問題を裁判委員会の討議にかける前、 裁定について、事実の認定または法律の適用に確実な誤りがあることを発見した場合、必ず裁判委員会に提出して処 なっている。一方、人民法院組織法一四条一項により、人民法院院長は、既に法的効力を生じた当該法院の判決及び 延長は合議廷の構成員であるか否かを問わず、当該裁判廷の扱っているすべての事件に介入し、判決審査を事実上行 廷、経済裁判廷、行政裁判廷など、事件の種類に応じていくつかの裁判廷が設置されており、それぞれに廷長がいる。 各級人民法院及び専門人民法院の裁判活動を監督する(憲法一二七条)。人民法院においては、民事裁判廷、刑事裁判 活動を指導し、上級人民検察院は、下級人民検察院の活動を指導する(憲法一二八条)。又、「最高人民法院は、 る事件を審理する際には、 司法実務においても、 つぎに、司法機関の内部の上下関係から見れば、「最高人民検察院は、 いわば職務上の監督的な地位にある廷長、院長の事前審査による関与が認められている。 例えば、先に挙げた地方保護主義に関する一連の事案からもよく見られることであるが、 上級人民法院又は最高人民法院にまでも報告して具体的な指示を求めることが慣習となっ 裁判員の独立を制限する院長審査制が事実上存在していると言えよう。 地方各級人民検察院及び専門人民検察院の 独自の判断による審 地方

侖

說 等の司法解釈の形で指導するのである。こうした人民法院内部の監督関係は、事実上人民検察院内部の指導関係と類

似し、下級人民法院の裁判権を制限することは免れない。実際にも既に多くの弊害が生み出されていると伝えられて うこともある。「どうせ上司が決定するのだから」と思うと、事件の処理に責任を持とうという気が起きないのだと いう。このように中国では、「審理する者は判決を決せず、判決を決定する者は審理に加わらない」というのが裁判 いる。例えば、最終的決定が担当裁判員以外の者によって行なわれるので、裁判員の間に無貨任体制がはびこるとい

の実態である。 裁判員の相対的独立性の確立を訴える議論も登場している。しかしながら、筆者としては、現時点の中国において、[83] な指導意見にとどめ、基本的には合議廷に事実上の決定権限を委ねるべきとすることなどが提唱されている。また、 くに重大な事件に限定すること、延長による判決審査制を廃止し、院長によるそれも対象とする案件の範囲を縮小す 基本的モチーフは、合議廷の独立性の強化、権限の拡大におかれている。具体的には裁判委員会へ付議する案件をと めに、上級人民法院ならびに最高人民法院による監督と指導は、また必要なことであろうと感じている。 とくに地方保護主義に関連するような事件は、被害者側の権利利益の迅速な救済をはかり、及び事態の悪化を防ぐた ること、党委員会、上級法院、院長・廷長は事件処理の具体的な問題について意見を述べることを差し控え、 ところが、こうした集団的指導制に基づく「人民法院の独立」には、最近、改革の試みも現れている。この改革の 原則的

### 七 人民代表大会の監督下の「裁判権の独立」

級人民法院院長の年度業務報告を審査・承認し、質問を行なう(全国人民代表大会組織法一七条、地方各級人民代表大会

ある。すなわち、年に一回開催され全国又は地方人民代表大会の会期において、代表らは、最高人民法院又は地方各 選挙し、副院長、廷長、副廷長及び裁判員は、地方各級人民代表大会常務委員会が任免する(人民法院組織法35条)。 に軍事法院院長を任免する職権を行使することができる。一方、地方各級人民法院院長は、地方各級人民代表大会が 表大会常務委員会は、最高人民法院院長の申請に基づき、最高人民法院の副院長、裁判員及び裁判委員会委員ならび 表大会は、最高人民法院院長を選挙・罷免する職権を有する(憲法六二条一項七号、六三条一条四号)。又、 によって裁判官を罷免するという人事(日本憲法七八条)の範囲に限られている日本とは異なり、人民代表大会の監 いて、「三権分立」の原則をとる日本のような国家と大きな相違がある。すなわち、 次に、人民代表大会は、次の二方式を通じて人民法院の裁判活動を監督している。その一つは、会議による監督で 全国人民代表大会は中国の最高権力機関である(憲法五七条)。 司法機関を監督する権限があるのは当然なことであるが、「議行合一」制の下では、その監督の方式と内容にお 裁判員の任免権のみならず、人民法院の裁判活動にまで及んでいる(憲法六七条六号、一〇四条)。 中国の人民代表大会は、人民法院の裁判員の任免権を通じて、その監督権を行使する。例えば、 国家の権力機関及び立法機関としての人民代表大会 国会の監督権限が公の弾劾裁判 全国人民代 全国

中国の地方保護主義と司法の独立 る意見、 この調査委員会は、 及び地方各級人民政府組織法八条一項九号)。その二つは、日常的監督である。つまり、人民代表大会及びその常務委員 それに相応した決議を採択することができる(憲法七一条一項、地方各級人民代表大会及び地方各級人民政府組織法二六条)。 必要があると認めた場合には、特定の問題についての調査委員会を組織し、 提案、告発などを聴取する。そして、 特定の問題や事件を調査するための代表視察活動を主宰し、民衆から人民法院の裁判活動に対す

人民代表大会及びその常務委員会は、その調査報告に基づき、それに

かつ、調査委員会の報告に基づき、

107 (熊法83号 '95)

は、

関の職権濫用を予防・抑制する手段として、国民の権利利益の法的救済手段がまだ不十分である現在の中国において 相応する決議を採択し、人民法院に対し、誤った判決の是正や提案の処理などを督促する。この監督方式は、司法機

語っているのであろう。 ところが、「議行合一」制の下での中国社会の現実では、国家機関の権力地位が、実際には党、行政、 立法、

それなりの積極的な意義があるものである。前述した地方保護主義に関する一部の事例も、正にこの必要性を物

体的な基準と手続を欠いているので、この罷免権の行使が形骸化してしまうおそれがあることも否定できない。 表大会には、弾劾裁判のような制度が設けられていないため、裁判員に対する罷免権を行使するには、実定法上の具 という順番になっているため、単に名義上の権力機関である人民代表大会が、本当に党の組織部門や行政の人事部門という順番になっているため、単に名義上の権力機関である人民代表大会が、本当に党の組織部門や行政の人事部門 の関与を受けずに、独立の判断で、非行を犯した裁判員を罷免できるか否かは疑念のあるところである。殊に人民代

民代表大会は、人民法院の裁判活動に対する監督権を濫用し、裁判中の事件に対しても、その具体的な審理に干渉す 会は、人民法院の審理中の事件に対して関与することができないのである。しかし、実務においては、特に地方の人 他方、右に述べた人民法院の裁判活動に対する人民代表大会の監督は、いずれも事後的な監督である。人民代表大

案の審理に直接に関与し、第一審と第二審の法院の裁判をして去就に迷わせ、判決を二度も変更させたのである。な 期間において、市の人民代表大会常務委員会は、当該常務委員会のある責任者個人の指示に従って、監督の名義で本 例えば、福州市児童食品工場が福州市食品衛生監督検験所を訴えた行政事件を例にしてみれば、この事件を審理する ることや、人民代表大会による監督の名を借りて、人民代表大会常務委員の責任者個人の意思を強いたこともある。

人民法院の裁判活動に対する人民代表大会の監督の方式や手続などを実定法によって具体的に定め、「監督」と いまのところ、 地方人民代表大会もが、地方保護主義に協力したような事例はまだ発見されていないようである 主義の横行を根絶するカギは真の司法権の独立である。

社会主義市場経済は、

あくまでも法の支配による経済であり、

無秩序、

無管理の経済ではないのである。この健全

な市場経済の秩序を打ち立てるためには、司法独立の体制を築くこと以上に差し迫った課題はないと言ってよい。と

「干渉」との限界を明確に区分する必要性は、 既に問われているのであろう。

### 八 むすび―当面の課題

代表大会によって任免され、かつ、監督を受けるのであり、又、人民法院の人事、財政等の管理権が同級の地方党組 の地方保護主義を有効に阻止し、裁判の公正を擁護するのはいかにも無理なことであろう。言い換えれば、地方保護 党組織、行政機関、立法機関との間に切っても切れない関係をもつ司法体制の下では、基層人民法院により、自地域 地方保護主義を形成した根本的な原因もこの司法体制にあると言えよう。こうした地方人民法院と現地の同級にある であった。最近、徐々に位置づけが上がってその存在の重要度は増してきているが、依然、その力は限られている」。 「中国の三権分立は、日本などとはよほど異なる意味でいわれる。国家の仕組みをつくった当初から、 織と行政機関の統制の下に置かれる、といった特色をもっているものである。ある日本の法律家が指摘した通り、 「議行合一」制の下で、党の指導に基づき、人民法院の集団指導制によって裁判を行ない、裁判員は同級の地方人民 圧力や干渉から独立する、という「三権分立」制の下での司法権の独立とは異なり、中国的な「裁判の独立」は、 以上、検討してきたように、国会、内閣、裁判所内部の指令や干渉、政党又は労働組合、宗教団体等の外部勢力の 司法権は弱体

論 など、空論に過ぎなくなってしまうのであろう。「三権分立」制の下での司法権の独立の概念には、通常、二つの内 人民検察院などの司法機関でさえ「汚染」されてしまえば、公正な競争のある社会主義市場経済の秩序を打ち立てる 法の独立は正に司法の公正を守るための重要な制度である。仮に司法の独立と公正な裁判が保障されず、人民法院 いうのは、 司法の公正は、社会的公正を実現する最終的かつ最有力な手段と一般的に見なされているからである。司

法と法律だけで、それ以外の何者にも服しないのである。 ら干渉されないのである。その第二は、裁判官は憲法及び法律にのみに従う、すなわち、裁判官が拘束されるのは憲 によれば、裁判官の職務上の独立の第一は、裁判官は独立してその職務を行なう、すなわち、 容が含まれるとされている。つまり、裁判官の職務上の独立と裁判官の身分上の独立である。 も干渉されない。国会からも内閣からも、 あるいは上級裁判所からも、 さらに政党や労働組合その他あらゆる組織か 裁判官は他の何者から 日本国憲法七六条三項

この裁判官の職務上の独立の基礎をなす一環として、まず、裁判所の財政予算について、日本の「裁判所法」には、

予算の統合に供するため、内閣に送付しなければならない」(一七条一項)、「大蔵大臣は、歳入予算明細書、 **掌に係る歳入、歳出、** 法」にも、裁判所の予算作成の手続に関する条項を置いている。例えば、最高裁判所長官は、「毎会計年度、その所 「裁判所の経費は、 裁判所、会計検査院並びに内閣、総理府及び各省の予算経費要求書等に基づいて予算を作製し、閣議の決定 独立して国の予算にこれを計上しなければならない」(八三条一項)と規定しており、また、 継続費、繰越明許費及び国庫債務負担行為の見積に関する書類を作製し、これを内閣における 衆議院、 「財政

裁判所の裁判官は内閣が任命する。下級裁判所の裁判官は最高裁判所の用意した名簿に基づいて内閣が任命する(裁 裁判官の任命について、最高裁判所の長たる裁判官は、 内閣の指名によって天皇が任命する。

を経なければならない」(二一条)。

怠り、

又は品位を辱める行状があったときは、

されることはない」と定めている。

又

裁判官の懲戒については、

| 裁判によって懲戒される (同法四九条)。行政機関が裁判官に不当な圧

裁判官が職務上の義務に違反し、

その意思に反して、

免官、

転官、

転所、

ことができないと裁判された場合を除いては、

判所法三九条、 統轄され、そして、「三権分立」の原理におけるチェック機能に基づいて、最終的に内閣の審査を経て決定する、 の権限を、 形成するためには、まず、 の関係部門はそれを審査する責任を負うというようにすべきである。特に財政予算は、最高人民法院を経て国務院の いう司法体制である。従って、中国で、司法独立の体制を樹立し、 日本の裁判所は一つの独立した系統であり、その各級の裁判所の財政予算権と人事任命権もすべて最高裁判所に 地方の党組織、 四〇条)。 すなわち、下級裁判所の裁判官の任命権は主として最高裁判所がそれを握っている。 日本のような独立した国家法院の系統を確立し、地方各級人民法院の財政予算と人事任免 行政機関などのコントロ ールから離脱させ、 地方保護主義を克服し、市場経済の秩序を順調に 最高人民法院の統轄下に置きながら、 国務院 要する ع

ない。 務を安心して行なわせるのである。日本では、 裁判官国民審査法などにより、 の弾劾又は国民の審査に関する法律による場合及び別に法律で定めるところにより、心身の故障のために職務を執る の勢力から、 司法権の独立を達成するためには、 心身の故障のために職務を執ることができないと決定された場合を除いては、 裁判官の懲戒処分は、 裁判官の地位がみだりに動かされないように、裁判官の身分保障を達成することによって、 行政機関がこれを行なうことはできない」と定め、 裁判官の身分保障制度が構成されている。 また裁判官の身分上の独立も必要である。 憲法、 国会法、裁判所法、裁判官分限法、裁判官弹劾法、 日本憲法七八条は、 つまり、 裁判所法四八条は、 公の弾劾によらなければ罷免され 他の国家機関あるい 「裁判官は 「裁判官は、 最高裁判所 裁判官の職 裁判によ は外部

財政部によって統合調整すべきである。

111 (熊法83号 '95)

論 設けられている(憲法六四条一項)。すなわち、非行を犯した裁判官を罷免するためには、 力を加え、懲戒処分を行なうことはできない れた同数の訴追委員で組織する訴追委員会がこれを行なう(国会法一二六条一項)。訴追委員会は、 としての威信を著しく失うべき非行があったことである。②罷免の訴追は、各議院においてその議員の中から選挙さ たものである。 に基づき、国民に代わって両議院の議員で弾劾裁判所を組織して、裁判官の弾劾裁判を独立公正に行わしめようとし る。その構成員は両議院の議員で組織される。この裁判官弾劾制度の趣旨は、公務員を選定罷免する国民固有の権利 職務上の義務に著しく違反し、又は職務をはなはだしく怠ったこと、その他職務の内外を問わず、 弾劾に関する事項は、裁判官弾劾法及び国会法で定められている。つまり、①弾劾による罷免の事由 (同法七八条)。この規定に関連して、国会による弾劾裁判という制度も 国会に弾劾裁判所 裁判官について訴 が置 裁判官

院においてその議員の中から選挙された同数の裁判員で組織する弾劾裁判所が裁判を行ない、 条)。調査の結果、 (国会法一二五条一項)。 裁判官は罷免の裁判の宣告により罷免される (同法三七条)。 訴追、 訴追猶予、不訴追を決定する (同法一〇条、一三条)。③罷免の訴追があったときは、 罷免するか否かを決定

当然、この裁判官の身分上の独立は、裁判官の特権のようなものではないので、その身分保障の権利が認められる

追請求があったとき、または罷免事由があると思料するときはその事由を調査しなければならない(裁判官弾劾法一

負う 五二条二号)。④商業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なうことができない (裁判所法五二条一号) ③最高裁の許可のある場合を除いて、報酬ある他の職務に従事することができない (憲法七六条三項)。②国会もしくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすることができ 次のような義務も負うべきである、とされている。①裁判官は、憲法及び法律にのみ従って裁判をなす義務を 裁判官の独立を侵すような行為をしない義務を負う。即ち、他の何者からも指命などを受けるようなことを (同法五二条三号)。

既に黒龍江省、

浙江省、

福建省、

内蒙古自治区における一部の法院を選び、裁判員の管理体制についての改革を試行

⑦裁判官の独立を疑わしめるような言論を慎まなければならない。このように、「三権分立」制をとっている日本で(46) は、この裁判官の身分保障および義務履行が司法権の独立を確保するための基礎をなしている。 してはならない。⑥裁判官は、 裁判官の独立に対する国民の信頼の念を危うくするようなことをしない義務を負う。

こととされている。この社会主義的「法治国家」を築くカギは真の司法の独立である。最近、 である。さらに、立法機関および権力機関としての人民代表大会の司法機関に対する監督機能をより明確にする措置 立法によって人民法院の裁判員の身分保障制度を確立し、かつ、裁判員の負うべき義務も明記することは緊急な課題 の具体的な規定も明記されていない。従って、司法独立の体制を打ち立て、裁判員が本当に独立してその職権を行使 任免について、ごく簡略な規定しか置いておらず、裁判員の身分保障、懲戒処分、履行すべき義務などについて、何 に対応して、政治体制改革の分野での目標は、 自治区、直轄市の髙級人民法院によって統一配属、定期転勤のような制度を試行する必要もあると思われる。 「党政司法の癒着」を予防するためには、地方各級人民法院の裁判員の赴任先について、最高人民法院もしくは省 として、弾劾裁判のような制度を導入すべきではないかと思われる。なお、地方保護主義の形成に緊密な関連がある し、憲法及び法律にのみ従って裁判を行なうためには、そして、根本から地方保護主義の問題を解決するためには 二一世紀に向かう現在、 方、現在の中国では、「裁判員法」のような法律が制定されていないし、現行の人民法院組織法にも、 中国の経済体制改革の目標は、社会主義市場経済体制を確立することとされている。 共産党の指導の下で、社会主義的な民主主義、 法治主義の国家を築く 裁判員に関する独立の 裁判員の

法による公正の裁判を保障しようと試みる動きも出てきたようである。共産党中央委員会組織部および最高人民院は

管理体制を実施し、法院の人事、財政経費を地方行政部門の統制から分離し、裁判員は地方勢力の影響を受けずに、

綸

している。地方法院の任免権と裁判員の人事管理権を地方から一級上の法院に移るのはその主な内容である。それと(ダ) 「法官法」(裁判官法)の起草作業も進められてきて、そして、一九九五年二月二十八日に第八期全国人民

対する重要な改革とはいえ、一九九五年七月一日から施行されることになっている。この「法官法」の制定自体が、対する重要な改革とはいえ、一九九五年七月一日から施行されることになっている。(\*8) 中国で真の「司法の独立」の確立への着実な第一歩になることは間違いないであろう。 職、不服申立、法官考査評議委員会などについて、四九条の規定を定めている。この法律は現行の裁判員管理体制に 権利と義務、資格、任免、職務廻避、等級、考査、職務研修、賞罰、給与、保険、福祉、辞任・解任、 定年退

代表大会常務委員会第一二回会議の審議を経て採択された。同法には、一七章が設けられており、その中で、

#### 注

1 李彦生「大家都来『折墳』」、民主与法制一九九三年七月号、一〇頁。

設された。つまり、国家の行政機関、裁判機関及び検察機関は、いずれも立法機関であると同時に、権力機関でもある人 この原則は、そもそも立法権と行政権との統一的行使を指し、一八七一年に設立されたパリ-コンミューンは、立法と行 民代表大会によって組織され、そして、人民代表大会に対して責任を負い、その監督を受けるのである。中国の「議行合 政と兼ねて管轄する機関であった。一九四九年に社会主義中国建国後、「議行合一」の原則を参考に国家機関の体制が創 一」の国家体制は、司法権まで網羅されたため、元来の「議行合一」の原則を発展させたと言われている。 「議行合一」は「三権分立」と相対する概念であり、社会主義国家における国家機関の間の関係を体現する原則である。

- 3 増刊「中国ピジネス総点検」、二七四頁。 髙橋正毅(中国政府認定日本人弁護士)『新しい法律改正でどんな影響が生じるか』、中央公論一九九四年一二月号臨時
- (4) 許志傑「地方保護主義何時休―――一起罕見的執法違法繃架案」、民主与法制一九九三年一一月号、二頁:

法官の

16

同右注

同右注

- <u>5</u> 江東臻、 **欧道悦「法官抓法官、相煎何太急」、民主与法制一九九三年八月号、一八頁。**
- 6 人について勾引、保釈または居所監視をすることができる」。 刑事訴訟法第三八条1項は次のとおりである。「人民法院、人民検察院および公安機関は事件の状況にもとづき、
- 7 朱永祥「胡廠長蒙難記」、民主与法制一九九三年七月号、七頁。
- 8 る」という制度である。 わって罪を犯し、しばしば非行を行ない、集団犯罪の容疑もある者に対して、その身柄を強制的に拘束して事実を審査す 国務院の国発一九八〇年五六号公文書二条により、収容審査は、「公安機関が軽微な違法、犯罪を犯し、 かつ逃げま
- 9 の追究が本案審理に影響を及ぼすとき、訴訟を中止し、犯罪の関連資料を関係機関に移送して処理させる。関係機関が最 終的な処理を行なった後、再び訴訟を回復しなければならない」と規定されている。 る過程において、被処罰人の行為が犯罪を構成し、刑事責任を追究すべきであることを発見した場合、 最高人民法院の「『行政訴訟法』の貫徹・執行における若干問題に関する意見」では、「人民法院は、 ……その刑事責任 行政事件を審理す
- 10
- 沐陽「対一起中止的行政訴訟的思考」、民主与法制一九九三年七月号、四〇頁。

陳慕增「人質、何時放回?」、民主与法制一九九三年五月号、九頁:

<u>11</u>

費恩良、

12

- 劉才金「如此『服務』要不得」、民主与法制一九九三年一〇月号、二八頁
- 13 李恩慶、孫衛平「刑警抓法警―宣春発生の咄咄怪事」、民主与法制一九九四年四月号、二七頁。
- 14 周光佑「執法不能『優遇』」、民主与法制一九九三年一〇月号、二九頁、
- 15 孫鳳志「権力砌起的籬笆墻——地方保護主義現象透視」、民主与法制一九九四年三月号、
- 17
- $\widehat{18}$ 張興元「長坑郷還要『坑』多久」、民主与法制一九九四年五月号、

115 (熊法83号 '95)

論

することができる。

- (19) 同注 (15)。
- 位に協力義務の履行を命ずるほか、別金を科することができる。又、その単位の主たる責任者又は直接責任者に罰金を科 知曹を受け取った後に、調査・尋問又は預金の凍結若しくは振替に対する協力を拒絶する場合には、人民法院は、その単 民事訴訟法一〇三条一項、二項によれば、銀行、信用合作社その他の貯蓄業務を行なう単位が、人民法院の執行協力通
- 21 金額は、人民元一〇〇〇元以上三万元以下とされている。又、拘留の期間は一五日以下とされている。 | 民事訴訟法一○四条によれば、個人に対する罰金の金額は、人民元一○○○元以下とされている。単位に対する罰金の
- (22) 李徳章「艱難苦澀執行路」、民主与法制一九九三年一一月号、二〇頁。
- 考えに発展させた。 権主義という。中国では、毛沢東は、民主集中制を国家統治の原則として、「人民民主の上に立つ権力の集中行使」との 民主集中制とは、もともとレーニンの提唱した共産党、国家機関、企業の組織原則であり、詳しくは民主主義的中央集
- $\widehat{24}$ **董成美編著『中国憲法概論』(西村幸次郎監訳)二四九頁参照、一九八四年。**
- <u>25</u> 蕭蔚雲、魏定仁、宝音胡日雅克祺偏著『憲法学概論』(修訂本)三五六頁、北京大学出版社一九八五年第二版:
- <u>26</u> **袁英「独立行使審判権是新憲法賦予人民法院的光栄職責」、中国法学編『憲法論文選』二四八頁、法律出版社一九八三**
- (27) 鈴木賢「中国法の名宛人」、法学セミナーM四五八(一九九三/二)。
- (28)「尊重擁護法院独立審判権」、中国法制報一九八六年五月二日付。
- (29) 同注(3)。
- (30)「中国改革的関鍵是司法独立」、法制日報一九九四年五月二三日付。
- (31) 劉瀚「中国的司法独立」、中国社会科学院法学研究所一九八九年一〇月。
- (32) 「法官的困惑」、法制日報一九八八年八月八日付。

- 34 33 同注 2<del>7</del>
- 同注 (27)。
- 35 定された。もっとも、裁判の独立については、社会主義国家の多くが、ソ連憲法と同様に「裁判員の独立」を規定してい 陳有西「中国法院改革大写意」、民主与法制一九九五年第一号、七頁。 旧ソ連では、一九三六年のいわゆるスターリン憲法一一二条において、「裁判員は独立であり、

法律にのみ従う」と規

る一方で、中国、朝鲜、ベトナム等の一部の国は、「裁判員の独立」ではなく、「裁判所の独立」を規定している。

- <u>37</u> 鈴木賢「人民法院は裁判所か?」、法学セミナーM四五五(一九九二/一一)。
- <u>38</u> 39 **柴発邦編「体制改革与党完善訴訟制度」五一八頁、中国公安出版社一九九一年。(右注の鈴木賢氏の論文を参照)。** 同右注。

実際に起こった次のような事例は、正に党組織と行政機関が立法機関より優位に立っていることの恰好な例証である。

会」や「市政府」と答えた者が少なくなかったため、校長が市の共産党委員会の宣伝部長に聞いたところ、その宣伝部長 ある市の共産党幹部学校の試験問題で、「我が国の権力機関は何であるか」という質問が出されたが、「市の共産党委員 は断然に「勿論、市の共産党委員会は権力機関である」と、憲法の規定に反した回答をしたのである。

41 林順生「難得敗訴——場值得反思的行政官司」、中国律師一九九一年一月号。

43 12 同注 (3)。 橋本公亘「裁判官の独立と裁判の公正」、憲法・行政法研究Ⅲ

「国政と人権」二三一頁。

- 45 橋本公司「日本国憲法」五八五頁、 有斐閣昭和五五年。
- 44 同右注。
- $\widehat{46}$
- 橋本前掲書五九一~五九五頁
- $\overline{48}$ 人民日報一九九五年三月三日付

陳有西前揭論文、八頁。

47